

第 10 期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務
プロポーザル実施要項

1. 目的

この要項は、第10期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託業者選定をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」）で選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定める。

契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者または業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行い、プロポーザルに参加する事業者（以下「事業者」という。）が提出した提案書等の内容及びプレゼンテーション等の状況を評価し、最も高い評価を受けた参加者を契約候補者として選定する。

※高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画…老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条
に基づくもの

2. 業務概要

（1）業務名

第 10 期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務

（2）業務内容案

別紙「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画調査業務仕様書」

「第 10 期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務仕様書」

（3）業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

（4）予算額（提案上限額）

○令和 7 年度：4,291 千円（消費税及び地方消費税を含む契約上限額）

※ただし、内訳として下記の①・②それぞれの予算額（提案上限額）となる。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：2,475 千円

（消費税及び地方消費税を含む契約上限額）

②在宅介護実態調査：1,816 千円（消費税及び地方消費税を含む契約上限額）

○令和 8 年度債務負担行為額：4,785 千円（消費税及び地方消費税を含む契約上限額）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加する者は以下のすべての条件を満たす者とする。

（1）仕様書に基づく業務を行うことができること。

（2）摂津市に対する入札資格を有していること。

（3）摂津市から資格停止措置等を受けていないこと。

（4）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

（5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもので

ないこと。

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしているものでないこと。

(7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしているものでないこと。

(8) 介護保険事業計画策定業務の業務実績を有していること。

4. 選定スケジュール

項 目	日 程
実施要項・仕様書等の配付（高齢介護課 HP にて）	令和 7 年 6 月 30 日（月）
質問の提出受付期限	令和 7 年 7 月 7 日（月）
質問の回答	令和 7 年 7 月 14 日（月）
プロポーザル参加意思表明書の提出期限	令和 7 年 7 月 22 日（火）
企画提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 30 日（水）
プレゼンテーション	令和 7 年 8 月 8 日（金）
結果通知	令和 7 年 8 月 15 日（金）以降

5. 質問の受付及び回答

実施要項及び仕様書案の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式 1）を電子メールにて送付すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 7 日（月） 午後 5 時まで

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時までに、高齢介護課ホームページに掲載する。

6. プロポーザル参加意思の表明

このプロポーザルに参加する意思のある者は、電子メールで参加意思表明書（様式 2）を、令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時までに提出すること。

なお、メールの件名を「プロポーザル参加意思表明（会社名）」とすること。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 8 日（金） 午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

提出期限内に事務局あてに持参（受付時間は、市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで）または送付（発送の履歴を証明できる郵送方法、宅配便等）による。

(3) 提出書類

①提出部数

各9部（審査委員の人員+1）及び電子媒体

②提出書類一覧

(ア) 企画提案書等（任意様式、A4 サイズ）

- ・企画提案書（A4 サイズ 20 ページ以内）
- ・業務実施体制
- ・作業工程スケジュール
- ・会社概要書
- ・業務実績書

※企画提案書において、仕様書案に記載されていない事項を提案する場合は、当該事項について、下記の点を明記するように留意すること。

- ・提案額内で実施可能か別途費用を要するものであるか。
- ・実施にあたっての本市と貴社の役割分担。
- ・本市においてデータ抽出等の作業が必要となる場合は、そのデータのフォーマット等。

(イ) 調査票案

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票案
- ・在宅介護実態調査票案

※各種調査票案については、以下の点を考慮すること。

- ・国の調査項目を基本とし、必須項目及び基本項目は必ず含める。
- ・オプション項目は採用すべきと考える項目を抜粋して含め、その他、特に加えるべきと考える独自項目を加えてもよい。
- ・独自項目は、第9期計画以前で本市が用いた設問でも可とし、独自項目には調査票中に「独自」の記載を付すこと。

(ウ) 計画書デザイン案

- ・計画書表紙デザイン案
- ・計画書概要表紙デザイン案（A4 サイズ、カラー印刷、紙質不問）

(エ) 説明書資料（パワーポイント、A4 サイズ 3 枚以内）

- ・摂津市の介護保険料の内訳について市民向けの説明で用いる資料

※第9期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（123 ページ～135 ページ）の数値を用いること。

※パワーポイント3枚の構成は指定しないが、下記の①・②を用いた上で、③に記載した事項を伝える内容であること。

①令和7年度の数値について

②令和10年度の数値について

③市民の介護予防の取組が推進されることで介護保険料の負担が軽減されること

※パワーポイントデータの提供は求めないが、類似または同一のデザインの資料を本市が作成し、用いる可能性があることを了解の上で提出すること。また、当該資料について、貴社以外の契約者に閲覧させる可能性があることを了解の上で提出すること。

(オ) 見積書

Ⅰ部は原本とし、その他はコピー可能

※令和7年度分、令和8年度分をそれぞれ提出すること。

※令和7年度分については、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にかかる費用と在宅介護実態調査にかかる費用の判別がつくようにすること。

(カ) その他

提出書類については、仕様書の内容を踏まえつつ、貴社の優位性や特に強調したい点を記載し、摂津市の特色（広報・発行物等参照）を活かした企画提案書となるよう考慮すること。また、提出書類も評価の対象となることを考慮すること。

(4) 企画提案書の内容

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では、次の事項を明らかにすること。

① 業務実施方針

・本業務実施に当たっての基本的な考え方や方針について記載すること。

② 本市の現状分析と新たな計画への反映

・地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析、地域間比較等による分析及び推計方法

・将来的な人口動態を見据えた介護保険サービスの見込みの設定方法及び摂津市の資源を踏まえた人材確保または、事業提供体制確保策に関して提案すること。

③ 第9期計画の評価手法の工夫

・第9期日常生活圏域ニーズ調査における調査結果と調査対象者のその後の要介護度等を照合し、介護予防施策の効果を検証する手法について提案すること。

④ 日常生活圏域の検討

・本市の資源や特性を踏まえた日常生活圏域の見直しに係る検討方法及び見直し案について提案すること。

⑤ 認知症施策推進基本計画

・国の「認知症施策推進基本計画」を受けて、本計画に包含する「摂津市認知症施策推進計画」の方向性を提案すること。

⑥ その他

・その他計画策定に関するアピールポイントについて記載すること。

8. プレゼンテーション

企画提案書の提出後、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和7年7月30日（水）

(2) 提案方法

Ⅰ者につきプレゼンテーション20分、質疑応答10分を予定。

(3) 留意事項

①プレゼンテーションは事前に提出された企画提案書等をベースに行う。

- ②出席者は５名以内とし、プレゼンターは本業務に携わる担当者とする。
- ③プレゼンテーションは、プロジェクターを使用し、企画提案書等をスクリーンに投影して説明することができる。プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、提案者がパソコン及び接続用ケーブルを持参すること。
- ④日程、時間、会場等の詳細は、企画提案書の締切後に、事業者へ別途通知する。

9. 企画提案の審査等について

(1) 審査委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーションを総合的に評価し、審査委員会の評価点の合計が最も高い者を選定する。

ただし、あらかじめ定めた基準点（全体配点の50%）以上の者とする。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準の概要
業務実績	・過去の福祉関係の基礎調査・計画策定業務の実績（特に第9期介護保険事業計画の策定にかかる受注実績を重視する）
業務内容の理解と分析能力	・社会情勢、法・制度改正の流れについて理解しているか。（高齢者保健福祉・介護保険関係の流れについての理解を評価するが、社会福祉法等の関連分野の動向について理解している場合、更に評価する） ・アンケート結果の活用方法が具体的であるか。 ・アンケートの独自項目の提案が適当であるか。
摂津市の地域特性の現状認識	・本市の介護給付実績についての認識。（国や大阪府、近隣他市と比較して特性を説明している場合、更に評価する） ・本市の高齢者福祉サービスについての認識。 ・本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会等で行われている議論の認識。
デザイン性と市民への発信性	・計画書及び概要版の表紙デザイン案が、市民の関心を引くものとなっているか、また、市民や関係者が計画に興味を示すための配慮や工夫がなされているか。 ・介護保険料の内訳に関する説明資料が、市民にとってわかりやすく、かつ必要な内容を伝えることができるものになっているか。
提案内容と実施方法の具体性・独自性	・提案内容や実施方法または検討方法が具体的であるか。 ・提案内容や実施方法または検討方法において、本市の課題の解決に寄与する提案がなされており、その実現が見込めるか。 ・他地域との比較を活かし、相対的な位置づけや課題の明確化を図れるものか。 ・本市における既存の資源（事業所、人材、インフラ等）を的確に把握した内容となっているか。 ・介護予防の効果検証として妥当性が高い手法か。 ・複数の圏域案を適切に比較評価できる検討手法となっているか

	・国の「認知症施策推進基本計画」及び本市の認知症施策を十分に理解し、整合性がとれた方向性となっているか。
業務体制	・主たる従事者の経験。 ・業務に従事する職員の1人あたりの業務件数。 ・業務遂行にあたり適切な人員配置・バックアップ体制であるか。 ・計画策定までの作業工程や進行管理は、仕様書に基づいた具体的かつ効率的なものか。
提案金額	・他の事業者の提案金額との比較を行う。 <u>ただし、本市の定める基準額を下回っている場合は点数なしとする。また、本要項の2の（4）に記載した項目ごとの予算額を超えている場合は点数なしとする。</u>

（３）審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、事業提案書等を提出したすべての提案事業者に文書にて通知する。

（４）審査結果の公表

審査結果は、以下の内容を市ホームページにて公表する。

- ・提案事業者数
- ・最優先候補者の名称及び点数
- ・最優先候補者以外の提案事業者の点数（名称はABC表記とする）

10. 契約

（１）摂津市は、最高得点者を契約の最優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。

ただし、最高得点者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。

（２）契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、摂津市と詳細について協議する。この際、契約内容・仕様・契約金額については、協議の結果、プロポーザル実施時の仕様書案や採択された提案から変更が生じることがある。

（３）契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

（４）契約にあたっては、原則、契約保証金を納付する必要がある。ただし、契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との保証契約を含む。）を締結し、その保証証券または保証証書を市に寄託する形でもよい。

11. その他

（１）企画提案にかかる費用はすべて参加者の負担とする。

（２）提出された書類は返却しない。

（３）審査の経緯及び結果についての意義の申し立ては受け付けない。

（４）書類の提出期限については、高齢介護課必着とする。災害等の大規模かつ相当の配慮を要す

る事情を除き、期限を超えたものについては受け付けない。郵送やメールシステムのトラブル等に起因する場合で、その理由が本市に起因するものであったとしても受け付けないので、特に注意すること。

12. 問合せ先

摂津市保健福祉部高齢介護課

住所：〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

電話：06-6170-1561（係直通） 平日9：00～17：00

E-mail：kourei-kaigo@city.settsu.osaka.jp